

茅ヶ崎市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和4年7月4日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

- 1 監査等の種類
財務監査（定期監査）
- 2 監査等の対象
消防本部、消防署
- 3 監査等の着眼点
本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。
- 4 監査等の実施内容（監査の対象項目）
 - (1) 予算の執行に関する事務
 - (2) 収入に関する事務
 - (3) 支出に関する事務
 - (4) 契約に関する事務
 - (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
 - (6) 工事に関する事務
 - (7) 財産の管理に関する事務
- 5 監査等の日程
令和4年6月30日（木）
- 6 監査等の結果
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。
 - (1) 消防総務課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。
 - (2) 予防課
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 警防救命課

〈茅ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金〉

茅ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金について、茅ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則では、退職報償金の支給時期が「退職が確定した日の属する月の翌月の末日までに支給する。」と規定されていますが、期日までに支給されていないものがありました。

〈茅ヶ崎市消防団員互助会交付金〉

茅ヶ崎市消防団員互助会交付金について、茅ヶ崎市消防本部警防救命課所管に係る補助金等交付要綱では、補助金等の交付の時期が「補助金等交付決定通知後1月以内」と規定されていますが、期日までに交付されていませんでした。

(4) 消防指導課

〈AED（自動体外式除細動器）賃貸借（49器）〉

AED（自動体外式除細動器）賃貸借（49器）は、茅ヶ崎市契約規則第24条第1項（契約の手続）では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。